



目 次

告 示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
	(12・8 掲示) 1
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	2

告 示

高知県告示第890号の3

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和4年12月)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年12月10日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年12月8日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第908号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和4年12月20日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡津野町永野字下モ駄場723の1、字巳屋ノ谷740の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下モ駄場723の1・字巳屋ノ谷740の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第909号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年12月20日

高知県知事 濱田 省司

土佐市南浦東

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐市蓮池字大四良	3569番2
2	〃 〃 〃	5904番3
3	〃 〃 〃	5892番
4	〃 〃 〃	3540番1

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線及び標柱4と1を市道南浦石橋線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第910号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年12月20日

高知県知事 濱田 省司

佐川町本村東(1)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

1	高岡郡佐川町加茂字神母ヤシキ	1153番1
2	〃 〃 〃 字土居ノ上	4017番5
3	〃 〃 〃 字神母ノ上	4005番1
4	〃 〃 〃 字岡山	4003番
5	〃 〃 〃 〃	4001番1
6	〃 〃 〃 字ズノ木	1116番
7	〃 〃 〃 字フキノサコ	1130番1
8	〃 〃 〃 〃	1134番1
9	〃 〃 〃 字神母ヤシキ	1148番1
10	〃 〃 〃 〃	1151番

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を町道宇治谷1号線に沿って結んだ線、標柱7から10までを順次に直線で結んだ線及び標柱10と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第911号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高知本山
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市七ツ淵字コマシコエ1657番から高知市七ツ淵字イハヤカ谷1643番1まで	前	10.8 { 33.1	77

高知市七ツ淵字コマシコエ1657番1から 高知市七ツ淵字イハヤカ谷1643番1まで	後	19.8 ） 35.5	77
高知市土佐山字惣田841番1から 高知市土佐山字惣田846番2まで	前	19.5 ） 51.6	131
高知市土佐山字惣田842番から 高知市土佐山字惣田846番2まで	後	35.0 ） 63.1	131
高知市土佐山字ヒクレタキ1018番1から 高知市土佐山字サジキガナロ1037番まで	前	10.4 ） 28.7	344
高知市土佐山字ヒクレタキ1018番1から 高知市土佐山字サジキガナロ1037番1まで	後	26.5 ） 44.8	344

-----  
**労働委員会告示**  
 -----

**高知県労働委員会告示第2号**

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あつせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

令和4年12月20日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日

藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
高林 藍子	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	令和2年3月18日
参田 敦	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	令和4年3月18日
久保 誠	高知県労働委員会事務局長	令和2年4月2日
小松 正延	高知県労働委員会事務局次長	令和3年4月1日
小溝 智子	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成31年4月4日
池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会会長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成26年7月3日
筒井 敬二	高知県労働組合連合会執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和2年3月18日
佐々木 徹	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟高知県支部支部長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和4年3月18日
山岡 千佳	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和4年3月18日

	働者委員)	
加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成24年3月19日
三宮 昌子	株式会社高知銀行常務取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成30年3月20日
片山 弘紀	株式会社ミロクテクノウッド代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	令和4年3月18日
沖田 良二	高知県経営者協会理事 高知県労働委員会委員（使用者委員）	令和4年3月18日
丸岡 昭仁	入交グループ本社株式会社常任監査役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	令和4年12月1日